兵庫県地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 「地域創生推進本部」(以下「本部」という。)が「兵庫県地域創生戦略」 (以下「戦略」という。)を推進するにあたり、有識者による指導助言を受けるため「兵庫県地域創生戦略会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 戦略の推進、検証に係る指導・助言
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域創生の推進に関する事項に係る指導・助言

(組織)

- 第3条 会議は、別表に定める委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(座長)

- 第4条 会議に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は座長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。
- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 本部が戦略を推進するにあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席 を求めることができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、議事の概要等を記載した書面を各委員に持ち回りまたは送付し、意見を伺い、会議に代えることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 本部が必要と認めるときは、会議にワーキングチームを置くことができる。 2 ワーキングチームの運営については、別に定める。

(謝金)

第7条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務に従事したと きは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第3項に定める者が、会議及び会議に係る職務のために旅行 したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の 規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、企画部計画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月23日から施行する。 (要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条に規定する委員は次のとおりとする。

(五十音順)

氏 名	所属・役職
阿部 真大	甲南大学文学部教授
荒木 秀之	りそな総合研究所(株)主席研究員
庵逧 典章	兵庫県町村会会長(佐用町長)
岩浅 有記	大正大学地域構想研究所准教授
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
折田 楓	株式会社 merchu 代表取締役
小寺 博史	兵庫県商工会連合会会長
酒井 俊	(株)三井住友銀行公共・金融法人部 (神戸) 部長
酒井 隆明	兵庫県市長会会長(丹波篠山市長)
作田 誠司	(一社) 兵庫県信用金庫協会会長
高田 厚	神戸商工会議所副会頭
田林 信哉	Satoyakuba 代表
徳永 恭子	(株) 神戸新聞社経営企画局長
永田 夏来	兵庫教育大学大学院学校教育研究科准教授
成松 郁廣	兵庫県経営者協会
福田和代	日本放送協会 神戸放送局長
福永明	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
福本 博之	兵庫県農業協同組合中央会会長
古田 菜穂子	(公社)ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー
安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部教授

兵庫県地域創生戦略会議企画委員会 設置要綱

(設置)

第1条 次期兵庫県地域創生戦略(以下、戦略という)の策定にあたり、有識者の助言や 提案を得るため、兵庫県地域創生戦略会議設置要綱第6条に基づき、「兵庫県地域創 生戦略会議企画委員会」(以下、委員会という)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 戦略の方向性や施策の協議
 - (2) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、別表に定める委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の委員会の招集については、企 画部長が招集する。
- 2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務に従事したときは、 別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員及び第5条第2項に定める者が、委員会及び委員会に係る職務のために旅行した ときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅 費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

兵庫県地域創生戦略会議企画委員会 委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属・役 職
上村 敏之	関西学院大学経済学部教授
岡本 麻紀子	日本イーライリリー株式会社 研究開発・メディカルアフェアーズ統括本部 研究開発戦略・政策本部 部長
桂 敦子	兵庫県立三木高等学校校長
河野 圭一	株式会社ワールド・ワン代表取締役社長
富田 祐介	株式会社シマトワークス代表取締役
西山 桃子	株式会社西山酒造場取締役女将
飛田 敦子	認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸事務局長
安枝 英俊	兵庫県立大学環境人間学部教授